

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.001

処 分 名	身体障害者手帳の交付・記載事項変更の通知
処 分 の 概 要	法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 8 条第 1 項～第 2 項
審 査 基 準	身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 8 条第 1 項～第 2 項のとおり
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisha/techoukoufu/shintai.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■身体障害者福祉法施行令

(身体障害者手帳の交付の経由等)

第八条 法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十八歳未満の者(身体に障害のある十五歳未満の者については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。